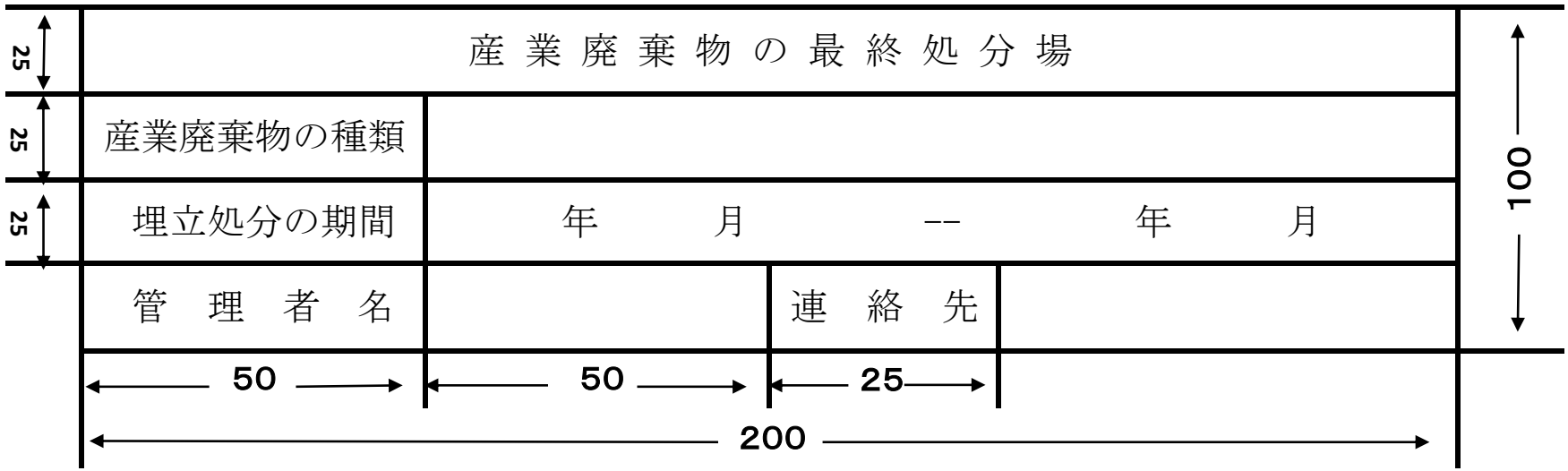
様式第二（第二条関係）



備考　1　寸法の単位は、センチメートルとする。

2　遮断型最終処分場のうち、令第６条の５第１項第３号イ（(1)から(7)までに掲げる特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されるものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な特別管理産業廃棄物の最終処分場」と、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分の用に供されないものにあつては、「産業廃棄物の最終処分場」とあるのは「有害な産業廃棄物の最終処分場」とする。